

## 平成 29 年第 2 回定例会 防災警察常任委員会

平成 29 年 6 月 27 日

谷口委員

私からは、2 点お伺いをしたいと思います。

まず最初に、被災地への支援の業務、これは今までやってきたこと、これからやっていくこと、これをどう本県の受援力とか、防災に生かしていくかということについてお伺いしていきたいと思いますが、今日の報告の中でも、被災地への応援職員の派遣についての報告があって、26 年 3 月から派遣を始めた任期付の職員については、今年度も応援派遣を行ったということでもあります。こうした被災地へ派遣をされている職員の皆さんの経験、また現地での様々な体験されたことをどうやって生かすかということについては、佐々木議員が 3 年前の平成 26 年、ちょうどその直後ぐらいですか、3 月の予算委員会でもお聞きをしておりますし、今回一般質問でも取り上げて、知事から答弁をいただいたところではありますが、それを受けて掘り下げる形で何点かお伺いしていきたいと思います。

まず最初に、状況をお伺いしたいのですが、現在、東北被災地への派遣の状況について、派遣先とか人数、そうした細かいことを教えていただけますでしょうか。

災害対策課長

任期付職員、平成 29 年度に派遣された人数でございますが、岩手県及び岩手県内 4 市 3 町に 34 名、また、宮城県と、宮城県での 7 市 5 町に 55 名、さらに福島県及び福島県内の 3 市 5 町 2 村に 26 名の合計 115 名となっております。

谷口委員

平成 26 年 3 月からこの任期付職員の派遣が始まって、恐らく全国トップの数を派遣しているというふうに思うのですが、この派遣することになった経緯を伺っておきたいと思います。

災害対策課長

26 年 1 月、当時の復興庁の政務官が県庁に参りまして、任期付職員の派遣を強く要請されました。これを受けまして、県として被災地のニーズを把握した上で任期付職員の募集を行って、採用して派遣しようということになりました。26 年 3 月に第 1 陣の 3 名を派遣し、4 月以降順次派遣してきてございます。また、採用者の募集ニーズに当時満たなかったということから、26 年度には追加募集も行っています。4 月以降ずっと採用活動を行ってまいりました。27 年度、28 年度も募集派遣を行いまして、29 年度当初で継続派遣を含めまして 115 名と御報告するに至っているという状況でございます。

小野寺委員

関連で質疑させていただきたいのですが、任期付職員の派遣について、当時の小泉復興大臣、政務官から強く要請されたという話なのですが、それ以前には、復興庁サイドから神奈川県に対して何らかの要請とございますか、そういう意向は伝えられたことというのは確認されていますか。

災害対策課長

私が把握している範囲でございますが、任期付職員の話というのは、この時期に承ったというふうに思っております。やはり、それまで県として、正規職員、技術職を中心に派遣してきてございますが、被災地人材が足りないという話を伺っております。ここで復興庁の話があって、かなりの数という、1,000名というニーズがあるというような話を受けて、これは県としてしてやろうという判断になったというふうに承知しております。

小野寺委員

実は、小泉さんが政務官になられる前に、復興庁サイドから神奈川県の方に、その意向というのは伝えられているのを私は承知しています。それは、当時、人事部局だったので、皆さんは余り周知していないということかもしれないのだが、とにかく、当然費用は国が持つので、神奈川県としても人を採用して送り込んでもらえないかというような話があったのだが、なかなか県が決断をしなかった。そういう意味では、小泉政務官が黒岩知事と直談判して実現したと、本当に感謝すべきだと私は思っておりますが、その中に、県の対応として反省すべき要素も内包しているのだというふうに思っているのです。

というのは、そのときに、なぜできないかという理由の中に、当時、人事部局のおっしゃることなのだが、要は、今、職員を減らそうと思って一生懸命やっているのですと。それで、任期付職員といっても、そこで定数を増やさないといけないので、それが難しいのですという、そういう理由と承知しておりますが、実際に今派遣されている方というのは、その定数の中に入っているのですか、職員定数の中に。

安全防災局管理担当課長

被災地に派遣されている任期付職員は、定数外という扱いになっております。

小野寺委員

分かりました。そういう工夫も図られたということだと私は思います。

あと、例えば、被災地サイドが要請している人材というのは、土木でありますとか、土地の収用でありますとか、そういう業務に長じている、そういう方々になるのだが、実際に、例えばOBを募るとしても、大体そういういいスキルを持っている人は、とっくに民間等で再就職をされていて、もういませんという説明もあったように聞いているのですが、1回募集したがまだまだ足りなくて再募集をといた話もありましたが、その状況はそのとおりですか。

災害対策課長

被災地のから人数をお聞きして派遣するわけなのですが、なかなかその募集人員にまでは達しないというのが現状でございます。その中では、いろいろなネットワークを使って周知をして、可能な限り手を挙げていただくように工夫しているところであります。

小野寺委員

当時は、なかなか手は挙がりませんよというお話も伺っていたもので、相当募集するには大変なことがあるのだなと思っておりますが、今、継続的にそれなりの人数をしっかりと派遣できている、その一番の要素というのは何でしょうか。

災害対策課長

毎回募集をかけさせていただいて、残念ながら、被災地が求める募集枠、そこまでは達しないというのが現状ではございます。その中では、今回4月に派遣した者でいいますと、60人ぐらいの方が手を挙げていただきました。これは、様々なOBのネットワークや、技術士会等願います、あるいは他県にも願うしてPRをする、あとは、これまで派遣してきたその人材、任期付職員、そのネットワークで声をかけてきたと、そういうのを願うしたおかげで、それなりの規模の人材が確保できているというふうに受け止めてございます。

小野寺委員

昔の話を持ち出しましたが、最初はそういう建前みたいなものがあって、なかなか要請に応えられなかったという事実があったということは、議員の皆さんにも是非承知しておいていただきたいと思えます。

安全防災というのは臨機応変といいますか、柔軟な対応が求められる部署だと思いますので、今、様々工夫されて職員の確保をされているということはよく分かりました。今後、様々な災害対策全般に、是非柔軟で、かつ臨機応変の対応をしていただけるようお願いとして、私のほうはお返しします。

谷口委員

続けて、先ほどの話の中で、人件費については国の負担ということになっているということなのですが、具体的にどのような流れで本人のところに行くのか、そこだけ確認させてください。

災害対策課長

県が採用して、最終的には、被災県にかかった費用請求していくと。あと、国と被災県のほうで精算するという形で進められていると承知しております。

谷口委員

ちょっとよく分からなかったのですが、実際の支払いは被災地が支払って、それを復興庁から財源の支援があつてという、そのような形になるのですか。

災害対策課長

給与は、基本的に本県のほうで一度支給して、その後、派遣先に請求をいたします。あと、国の復興交付税の措置を受けて、被災県と国の間で、その辺の精算手続を行っているということで、基本的には本県の負担は最終的にはないという形でございます。

谷口委員

続いて、県はこれまでも、現地で、激励会等で派遣職員の意見も聞いてきたということなのですが、それは具体的にどのように開催してきたのか、お伺いしたいと思います。

災害対策課長

まず、毎年度、年度当初に派遣いたします。その後、夏から秋にかけて、安全防災局の担当職員が派遣先を訪問して、派遣職員と面談しまして、仕事上、あるいは生活などの困ったことの相談を受けたり、あるいは激励したりということをやっております。

また、26年度と27年度については、副知事が被災地を訪問しまして、直接職員と面談して意見交換を行っております。また、知事でございますが、27年度

は県庁で行われました派遣職員の帰庁報告会、そこにも参加いたしまして意見交換をしているということです。あと、28年度、昨年度でございますが、福島県で開催された9都県市の首脳会議、サミットがございまして、その際に派遣職員が集まって、そこで懇談をし、直接激励等もしているという、そういう状況でございます。

谷口委員

26年、27年が副知事、それから27年、知事が帰庁報告会のときに、28年度は9都県市のところで知事が直接会ったということだと思っておりますが、今年度、副知事もしくは知事が、激励なり、意見を聞いたりする場というのはあるのですか。

災害対策課長

これからの調整ではございますが、知事が、岩手県だったと思うのですが、会合の機会があるとのことですので、そういった場で設定できればと思っております。

また、私ども安全防災局の幹部も、可能な限り、被災地くまなく回りまして、面談などを行っていきたくと考えております。具体的な計画はこれからでございます。

谷口委員

分かりました。是非、できれば知事に直接激励をしていただいて、また、幹部の皆さんも、細かく意見を吸い上げていただきたいと思っております。

その激励会で出てきた意見の中で、派遣期間について、最低1年は必要という、こういう声もあったと本会議での答弁でもありましたが、実際、派遣期間については現状どうなっているのかということと、最低1年ということなのですが、最大何年まで延ばせるとか、人によっては早く帰りたいという人もいるかもしれませんが、長くいたいという方もいらっしゃると思っておりますので、その辺はどう柔軟に対応できるのか、お伺いしたいと思います。

災害対策課長

任期付職員の任期は原則1年間ということでございますが、法律上5年まで更新が可能という制度になってございます。そこで、被災地で同じ業務は、その業務が1年以上継続的にあるということであれば、職員の意向を確認し、また適性も考慮した上で、なるべく同じ職員がそのまま継続して担当できるように、派遣先とのマッチングの調整を行っているところでございます。

谷口委員

実際どうなのですか、26年から派遣を始めて、27年、28年と、3年間とちょっと過ぎているわけですが、そういう中で、実際に期間を延ばしてほしいとかいう話が出ていて、実際、例えば、長い方でいうと3年ぐらいはやってらっしゃる方いるのかどうか、その辺はいかがなのですか。

災害対策課長

毎年度、新規に派遣する人数が30人から40人という形でございまして、恐らく、今115人ということでございますので、多くの職員は継続して任務についてございます。中には、具体的な人数までは手持ちでないですが、当初から、その任についている職員もいるという状況でございます。

谷口委員

分かりました。それで、さらに意見集の中の内容について聞きたいと思いますが、県では震災復興対策マニュアルを作成しているという記載もあります。これについては、佐々木議員の質問の中の答弁にも出ておりましたが、このマニュアル、どのようなものなのか、ちょっと簡単にお伺いいたします。

災害対策課長

震災復興対策マニュアルとありますが、復興対策を円滑に着実に実施するために、事前に対策の内容、手順、体制などを取りまとめたものでございます。本県では、平成17年3月に市町村や専門家の意見もいただきながら作成してございます。20年に一部改定したという状況でございます。マニュアルでは、震災復興体制や復興に関する調査を行ったということや、市街地、都市基盤施設、生活再建支援、地域経済復興支援などを位置付けまして、これらの各分野における復興に向けた対策の内容及び手順、こういったものを整備しているところでございます。

谷口委員

今後、今回出てきた意見を、このマニュアルには今後反映していけるのかどうか、確認させてください。

災害対策課長

今回いただいた中で、復興における体制や、様々な意見をいただいております。かなりの部分が、本県が被災した場合、復興に対する意見とか、幾つかあります。ですので、現在の震災復興対策マニュアル、20年に一部改定してございますが、大分時間も経過してきてございます。次に改定するタイミングでは、今回の意見集の内容を踏まえて、必ず反映したいと考えてございます。

谷口委員

前回の改定が平成20年ということは、3・11の前ですので、次はいつやろうかという目どは何かありますか。

災害対策課長

具体的な見直しのスケジュールはまだ決まってはございません。ただ、熊本地震や、こういった検証も、かなり国のほうでまとまってきてございます。そういったものも見ながら、どのような形で見直しができるか、これから検討していきたいと考えてございます。

谷口委員

分かりました。これについては、この9年間の中で大きな災害を幾つも我々経験していますので、是非早期に見直しをしていただきたいと思っております。

それで、もう一つは、意見集の中に、協定等関係機関との連携体制ということで、県のほうは1,000を超える協定を結んでいるということなのですが、具体的にどのような内容なのか、東日本大震災を受けて、そこから新たにどのような協定を結んだのか、ちょっと伺います。

災害対策課長

県では災害に備えて様々な団体や事業者などと協定を締結してございます。内容としては、応急復旧対策に係る協定、これが中心でございますが、帰宅支援、医療供与、物資供給、輸送協力、自治体間の相互応援、こういった分野で

多岐にわたる内容の協定を結んでございます。

東日本大震災以降結んだ協定といたしましては、東日本で物資の輸送が課題になりましたが、そういったことも踏まえて、神奈川県トラック協会と物資輸送の協定、さらに神奈川県の倉庫協会と、物資の保管等に関する協定を締結してございます。また、熊本地震の教訓を踏まえて、関東財務局等と被災地への職員派遣や、利用可能な公務員宿舎の被災者への提供などについて協定締結しております。

谷口委員

分かりました。最後というか、細かいところで、もう一点、派遣されている職員の方のケア体制ということで、これは佐々木議員がずっと質問してきたと思うのですが、なれない地で、お一人で行かれたり、家族で行かれている方もいらっしゃるかもしれませんが、そういうところで、長期にわたって支援をするということで、様々なサポートというか、ケアの体制が必要になるかと思うのですが、これまでどのような対応を行っているのか確認させてください。

災害対策課長

まず、被災地へ派遣する際、なるべく派遣職員本人の希望、あるいは経験、それにマッチした形で派遣できるように、派遣先の選定等を配慮してございます。そういうことで、派遣先への不安感をなるべく下げたりということは努力しているところでございます。また、派遣後は、私ども安全防災局の担当職員が適宜訪問をする、そこで、生活やいろいろの困ったことの相談を受けたり、そういうこともやらせていただいております。また、知事、副知事による激励も同じでございます。また日常的に、災害対策課の担当職員がメールや電話で相談を受けるなど、できるだけ顔の見える関係というのを意識して築いているところでございます。

また、年に1回程度は帰庁報告、県庁に来てもらって、そこでまた、場合によっては次年度の継続派遣の意向なんかも伺いながら、相談に乗ったり、きめ細やかなフォローをしているところでございます。

谷口委員

帰庁報告は、派遣中の職員は皆さんまとめてやられるのでしょうか。

災害対策課長

毎年度、やり方はその都度その都度、そういった部分もあるのですが、昨年度の例で言いますと、年末年始など、こちらへ戻ってくる機会を利用して、年末に2回、年明けてから1回、3日間設定して、その中で参加できる日に参加してくださいという形で、大分参加しやすいような形で御案内して実施しているところでございます。

谷口委員

あと、心のケアの必要性も指摘されているところもあるかと思うのですが、そうしたことについて、実情としては、ケア体制というのはとっていらっしゃるのでしょうか。

災害対策課長

基本的には、被災地、派遣先のほうで、そういったメンタル面での相談体制、構築されております。私どもも、そういうのをなるべく聞きながら、そういっ

たところにもつなぐ、あと、なるべくお話を親身に聞くというようなことで対応しているところでもあります。

谷口委員

最後に、今回まとめていただいた意見集について、大分苦勞されてまとめていただいているかと思しますので、県だけにとどまらず、市町村を含めて、様々な方に見ていただいて参考にさせていただくということが大事かと思うのですが、その辺の周知、今後どのようにやっていくのかお聞きしたいと思います。

災害対策課長

本日付けで、一応参考資料として報道機関のほうにも提供させていただいてございます。あわせて市町村にも送付をいたしまして、県のホームページなどにも掲載していくことを考えてございます。また、庁内においては、イントラネットで掲示板に掲載し、しっかり情報共有を図るということで進めているところでございます。

谷口委員

報道機関にリリースするのはいいとして、市町村への配布についてはどのような形でやるのですか。送っただけだとうまく活用してもらえないケースもあるかと思うので、その辺、どのようにされるのか。

災害対策課長

まずは、こういう趣旨でつくりましたという御案内を送付してまいります。また、定期的に県と市町村の防災の担当課長さんが集まって会合を持ってございます。そこで、いろいろな事業のすり合わせをやる機会がございますので、そういった機会を使って、しっかり周知をし、生かしていただくように働き掛けをしたいと思っております。

谷口委員

分かりました。皆さんお忙しいと思いますから、何かのきっかけがないと、なかなか目を通してもらうところまで至らないケースもあるかと思しますので、具体的に何かエピソードや、読んでみようかなと思う、市町村に対するうまいプレゼンの仕方も含めて、是非工夫をしていただきたいと思っております。

最後に、今後、この意見書に出てきた派遣職員の皆さんのお聞きした御意見を今後県の施策にどうやって生かしていくのか、最後にお伺いしたいと思います。

災害対策課長

まず、今回報告させていただきましたが、現在の修正作業を進めております避難所マニュアル策定指針、こちらに関連する意見を、可能な限り反映したいと、このように思います。また、震災復興対策マニュアルは、これは全国でも作成している自治体は少なく、かなり先進的なものであると自負はありますが、前回の改定から時間も経過してございますので、県の被災後の教訓も踏まえ、内容の見直しが課題になっているというふうに思います。

今後、修正を行う際には、今回の意見、職員の意見も貴重な資料として活用していきたいと思っております。また、意見の内容をしっかりと庁内、市町村で共有しまして、それぞれの立場からさらに活用していただこうと思っております。

谷口委員

せっかく御苦労してまとめていただいたので、是非有効に活用していただき、施策にしっかりと生かしていただきたいと思います。

2点目、要配慮者への対応についてお伺いしていきたいと思います。本来であれば、保健福祉局をはじめ、所管の局が直接ということになるかもしれませんが、全体的なお話として、安全防災局として可能な範囲でお答えいただきたいと思いますが、地域防災計画とか、風水害対策計画にも、この要配慮者に対する対応というのが位置付けられておりますが、今回の修正の内容、どのようなものなのか、まず確認をいたしておきます。

災害対策課長

今回の風水害等災害対策計画の修正との関連でございますが、要配慮者等に対する対策という項目がありまして、この中で、市町村の対応として、平時から要配慮者の把握に努め、さらに避難行動要支援者名簿の作成及び関係機関との情報共有を行うこと、これを追記させていただいております。また、市町村の災害時の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導を行うため、避難支援計画や情報伝達、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図ること、こういったことも記載させていただきました。また、この計画全体でかかってくるところでありますが、市町村の避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備、高齢者等避難開始、これを伝達する必要があることなどを追記させていただいております。

谷口委員

漢字がずっと並ぶので、恐らく多くの方が、今お話のあった避難行動要支援者名簿も、名前が途中でかわって、この名簿の作成というのは非常にハードルが高くて、そういう中で、多くのところはもうつくられていると思うのですが、本県の状況を確認させていただければと思います。

災害対策課長

毎年度、消防庁が調査結果を発表してございまして、平成28年4月1日現在の状況を28年12月に消防庁が公表してございます。その結果によりますと、本県の状況ですが、平成28年度中の策定予定を含めて、31自治体で策定済みという整理でございます。策定済みの割合は93.9%、内訳で申し上げますと、昨年の4月1日現在で策定済みが21、28年度中の策定予定が10、29年度以降というのが2団体という状況になっております。

谷口委員

2団体、どこかというのは聞きませんが、何でできていないのか、おくられているのか、理由、背景、お伺いします。

災害対策課長

伺っている範囲でございますが、まず、市町村において名簿をつくる際に、いろいろ要配慮者がある中で、避難行動要支援者をどの対象範囲にしようかという部分です。これを確定させることが必要だということもございまして、消防庁調査で、未策定団体の理由として、どこまでを避難行動要支援者にするかという部分の確定、これに時間がかかっているというようなお話を伺ってございます。



また、対象者を決める際には、市町村の防災部局の方、保健福祉部局、あるいは民生委員の皆様方、自治会の代表者、こういった中で連絡会議とかで協議しながらということも多いわけですが、なかなかその合意形成がですね、時間がかかるというようなこと、それと名簿を策定済みと整理するためには、名簿自体が出来るのがもとよりですけれども、避難行動要支援者に対する考え方を全体計画ですとか、あるいは地域防災計画に位置づけないと作成済みにならないという整理でございまして、名簿は出来ただけけれども計画修正が間に合っていない、というようなことも多いというふうに伺ってございます。

谷口委員

そもそも論で恐縮なのですが、避難行動要支援者名簿の対象にも、本来であれば、国がつくれと言っているのですから、ガイドラインを示して、余り地域によって迷わせたり、そこで議論させて決めるというのは、やり方としてどうなのかと思うのですが、その辺はどうなのですか。

災害対策課長

国のほうでも、ガイドライン、あるいは指針、出されております。ただ、最終的には、やはり地域の中で市町村として決定すべきということがあって、事情としては、それに手がかかっているということがあろうかと思えます。

ただ、法律で決まってやらなければいけないこととございますので、私どもも、国のほうから、早くつくれというような通知をいただいております。その都度、市町村を含めた会議や、そういう場では周知を図らせていただいているところでございます。今後も引き続き働き掛けはしていきたいと思えます。

谷口委員

もう一点確認なのですが、先ほど、作成済みとなるには地域防災計画の中に位置付けないといけない、それに手間取って、まだ間に合っていないというところも理由としてあると思うのですが、この県内2団体は、その段階なのですか。

災害対策課長

把握している範囲では、その計画面の位置付けだけではなくて、やはり地域、地区内での合意形成に時間がかかっているというような話も伺ってございます。

谷口委員

その辺がもうそろそろ見えてくるかなというところなのですか。

災害対策課長

実は今、現在進行中で、国が調査をかけております。その結果が間もなく来るかと思えます。昨年の消防庁の調査結果によれば、今年度中には、全ての市町村で作成されることになってございます。また、今年度の調査結果を見据えながら、必要に応じて支援もしていきたいと思っております。

谷口委員

国の調査、消防庁の調査ということですか。県は直接問い合わせないですか。

災害対策課長

当然ながら、県が窓口になって集約して国に報告してございます。ただ、その情報集約の仕方として、国が毎年度定期的にやっている、いわゆるこれに併せて把握するというのが効率的だということで、この結果を参考にさせていた

だくという状況でございます。

谷口委員

最後に要望だけ申し上げておきたいと思います。

避難所のマニュアルの指針の改定というところに今回あるのですが、特に要配慮者の中でも、なかなか外から見て、障害をお持ちだとか、何か問題を持っていらっしゃる、課題を持っていらっしゃるという方が、一見分からない方の対応にもしっかりこの指針の中にも盛り込んでいただけるようお願いしまして、私の質問を終わります。